新潟県消防防災ヘリコプター運航管理要綱

目　次

第１章　総則（第１条―第３条）
第２章　消防防災航空隊（第４条―第８条）
第３章　運航管理（第９条―第 21 条）
第４章　使用手続（第 22 条―第 24 条）
第５章　安全管理等（第 25 条・第 26 条）
第６章　教育訓練（第 27 条―第 29 条）
第７章　事故防止対策等（第 30 条―第 32 条）
第８章　雑則（第 33 条・第 34 条）
附　則

第１章　総則

（目的）

第１条　この要綱は、新潟県消防防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）の運航管理等について必要な事項を定めることにより、航空機の安全かつ効果的な運航を図ることを目的とする。

（他の法令との関係）

第２条　航空機の運航管理については、航空法（昭和 27 年法律第 231 号。以下「法」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

（用語の定義）

第３条　この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）航空機等　航空機、航空機用装備品、消防防災業務活動用装備品等をいう

（２）消防防災　航空機を使用して行う火災防ぎょ活動、災害応急対策活動業務、救急救助活動その他の消防防災活動に関する業務をいう。

（３）航空隊員　航空機に搭乗し消防防災業務に従事する危機対策課の職員をいう。
（４）自隊訓練　危機対策課が航空隊員の基本技術及び応用技術の習得を図るため、独自で行う訓練をいう。
（５）運航計画　航空機を効果的に運航するため、消防防災業務、自隊訓練等について定める飛行計画をいう。
（６）委託会社　県が航空機の操縦、点検整備等の運航管理業務を委託する運航会社をいう。

第２章　消防防災航空隊

（消防防災航空隊の設置）
第４条　危機対策課に新潟県消防防災航空隊（以下「航空隊」という。）を置く。
２　航空隊は、航空機に搭乗し、直接消防防災業務に従事する。
３　航空隊に、隊長、副隊長及び隊員をおく。
（隊長の任務）
第５条　隊長は、副隊長及び隊員を指揮監督して消防防災業務の安全かつ効果的な遂行に努めなければならない。
（副隊長の任務）
第６条　副隊長は、隊長を補佐し、隊員を指揮監督して消防防災業務の万全を期さなければならない。
２　隊長に事故があるときは、危機対策課長があらかじめ指名する副隊長がその職務を代行する。
（隊員の任務）
第７条　隊員は、隊長及び副隊長の指揮に従い、航空機の性能と災害時の状況に即応した消防防災業務に努めなければならない。
２　隊員は、消防防災業務の遂行に当たっては十分安全を確認するとともに関係法令等を遵守し、所期の目的を達成するよう努めなければならない。
（航空機に搭乗する者の指定）
第８条　危機対策課長は、航空機を運航する場合には、搭乗する航空隊員を指定するとともに、運航目的、任務等を明示して当該運航の責任体制

を明確にしなければならない。

第３章　運航管理

（総括管理者）

第９条　航空機の運航管理の総括は、防災局長（以下「総括管理者」という。）が行う。

（運航管理責任者）

第 10 条　航空機の指揮監督、航空機の運航、航空機等の維持管理など、航空機の運航管理に関する事務は、危機対策課長（以下「運航管理責任者」という。）が掌理する。

（運航管理者）

第 11 条　ヘリコプター管理事務所に駐在する危機対策専門員（以下「運航管理者」という。）は、運航管理責任者の命を受け、航空機の運航管理に関する事務を行う。

（運航指揮者）

第 12 条　運航指揮者は、隊長をもって充てる。ただし、隊長が航空機に搭乗しないときには、運航管理者が航空機に搭乗する副隊長及び隊員のなかから運航指揮者を指定する。

２　運航指揮者は、航空機に搭乗中、隊員を指揮監督して消防防災業務の万全を期さなければならない。

（運航安全管理者）

第 13 条　運航安全管理者は、次の各号で定めるところにより、危機対策課及びヘリコプター管理事務所に置くものとする。

（１）危機対策課の運航安全管理者（以下「運航安全管理者（本庁)」という。）は、危機対策課担当参事をもって充てる。

（２）ヘリコプター管理事務所の運航安全管理者（以下「運航安全管理者（管理事務所)」という。）は、副隊長をもって充てる。ただし、副隊長が航空機に搭乗するときには、運航管理者が航空機に搭乗しない隊長及び隊員の中から運航安全管理者を指定する。

２　前項の運航安全管理者は、消防防災ヘリコプターの運航の安全を確保する観点から、相互に連携しながら次の業務を行う。

（１）運航安全管理者（本庁）

運航管理責任者に対して、航空機の運航、航空消防活動、航空消防活動従事者の健康管理その他必要と認める事項に関する助言を行うこと

（２）運航安全管理者（管理事務所）

イ　運航管理者、機長その他関係者に対して、前号に掲げる事項に関する助言を行うこと

ロ　操縦士の養成訓練及び操縦技能の確認等に係る教育訓練等基本計画などの調査研究・立案等

（運航計画）

第14条　運航管理責任者は、消防防災業務、自隊訓練等を適正かつ円滑に行うため、航空機の運航計画を定めなければならない。

２　運航計画は、新潟県消防防災ヘリコプター年間運航計画（様式第１号）及び新潟県消防防災ヘリコプター月間運航計画（様式第２号）とする。

（運航する航空機等）

第15条　総括管理者は、法第23条及び第25条で定める技能証明書を有する委託会社の整備士による整備点検を受けなければ、航空機を航空の用に供してはならない。

２　運航管理責任者は、備品を適正に管理し、航空機等の性能を最大限発揮できる状態にしておかなければならない。

（運航基準）

第16条　航空機は、次に掲げる活動で、航空機の特性を十分に活用することができ、かつ、その必要性が認められる場合に運航するものとする。

（１）救急活動

イ　山村、離島等からの救急患者の搬送

ロ　傷病者発生地への医師の搬送及び医療機材等の輸送

ハ　高度医療機関のない地域からの傷病者の転院搬送

（２）救助活動

イ　河川、湖沼等での水難事故等における捜索・救助

ロ　山岳遭難事故等における捜索・救助

ハ　高層建築物火災による救助

ニ　山崩れ等の災害により、陸上から接近できない被災者等の救出

（３）災害応急対策活動

イ　地震、台風、豪雨等の災害の状況把握

ロ　津波情報等の広報及び海面の監視

ハ　離島、被災地等の孤立場所等への緊急物資、医療品等の輸送及び応援要員、医師等の搬送

ニ　ガス爆発事故、高速道路等での大規模事故等の状況把握

ホ　各種災害等における住民への避難誘導及び警報等の伝達

（４）火災防ぎょ活動

イ　林野火災等における空中からの消火活動

ロ　火災における情報収集、伝達、住民への避難誘導等の広報

ハ　交通遠隔地への消火資機材、消火要員等の輸送

（５）広域航空消防防災応援活動

近県等との航空消防防災応援協定による相互応援、大規模特殊災害時における広域航空消防防災応援、緊急消防援助隊の応援要請に基づく応援活動等

（６）災害予防対策活動

イ　災害危険箇所等の調査

ロ　各種消防防災訓練等への参加（他の公共団体の長からの要請を含む）

ハ　住民への災害予防の広報

（７）自隊訓練

（８）一般行政活動

新潟県消防防災ヘリコプターの一般行政利用に関する取扱基準に基づく一般行政利用活動

（９）その他総括管理者が必要と認める活動

２　航空機の運航は、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、第17条第1項の緊急運航と前提とした訓練、日の出から日没までの間における緊急運航の場合及び総括管理者が特に認める場合はこの限りでない。

（緊急運航）

第17条　前条第1項第1号から第5号までに規定する運航（以下「緊急運航」という。）は、第14条第1項に規定する運航計画に基づく運航（以下「通常運航」という。）に優先する。

２　航空機の通常運航中に緊急運航を要する事態が生じた場合には、運航管理責任者は、直ちに緊急運航に移行する旨を運航指揮者に指示しなければならない。
３　緊急運航の要請があった場合、運航管理責任者は、直ちに、総括管理者に、その内容及び出動の有無を報告しなければならない。
４　緊急運航に関し、必要な事項は別に定める。

（運航時の報告）

第 18 条　運航管理者は、航空機を運航するときは、飛行確認書（様式第３号）を作成し、運航安全管理者の助言を付し、運航管理責任者に報告しなければならない。

（緊急運航に伴う報告）

第 19 条　運航指揮者は、緊急運航を行ったときは、緊急運航報告書（様式第４号）を作成し、速やかに、運航管理責任者に報告しなければならない。

（情報連絡及び報告）

第 20 条　運航指揮者は、航空機の搭乗中に得た重要な情報等について、運航管理責任者に報告しなければならない。
２　運航指揮者は、航空機に搭乗し業務を終了したときは、運航状況等について飛行報告書（様式第５号）を作成し、運航管理責任者に報告しなければならない。

（飛行場外離着陸場）

第 21 条　運航管理責任者は、市町村と協議し、消防防災業務を円滑に遂行するため、法第 79 条ただし書きの規定に基づく飛行場外離着陸場及び法第 81 条の２に基づく緊急離着陸場を確保しておかなければならない。
２　隊長は、前項の飛行場外離着陸場を調査し、常にその実態把握に努めるものとする。

第４章　使用手続

（使用予定表）

第 22 条　航空機の使用（緊急運航及び自隊訓練に係るものを除く。以下本章において同じ。）を予定する者は、２月末日までに翌年度の使用予定について消防防災ヘリコプター使用年間予定表（様式第６号）を提出し、

かつ、使用月の前々月の末日までに、当該使用月の使用予定について、消防防災ヘリコプター使用月間予定表（様式第６号）を総括管理者に提出しなければならない。ただし、第 17 条第１項の緊急運航については、この限りでない。

（航空機の使用）

第 23 条　前条の規定により使用予定表を提出した者であって、航空機を使用しようとするものは、消防防災ヘリコプター使用申請書（様式第７号）により使用する日の 15 日前までに総括管理者に申請しなければならない。ただし、第 17 条第１項の緊急運航にあっては、ファックス、電話等の方法により、当該申請に代えることができるものとする。

（航空機の使用承認）

第 24 条　総括管理者は、前条の申請があったときは、その使用目的、使用内容等を審査のうえ、適当と認めるときは、その使用を承認するものとする。

２　総括管理者は、前条により承認した場合は、消防防災ヘリコプター使用承認書（様式第８号）を交付するものとする。

第５章　安全管理等

（安全管理）

第 25 条　総括管理者は、航空関係法令及び国土交通大臣の定める航空機の運用限界等指定書を踏まえ、消防防災業務の適正な執行体制及び航空事故防止対策を確立し、安全管理の適正を期さなければならない。

２　運航管理責任者は、消防防災業務の遂行に当たり、航空隊員の任務及び分担業務の適正な執行を確保し、航空事故防止対策を講ずる等、安全管理に万全を期さなければならない。

３　運航管理者は、航空機等を格納する施設の適正な保守管理を行わなければならない。

４　運航安全管理者（本庁）及び運航安全管理者（管理事務所）は、運航の安全を確保する観点から適切に助言を行えるよう、相互に情報共有・連絡調整を行うものとする。

（運航指揮者の任務）

第 26 条　運航指揮者は、消防防災業務の遂行に当たっては、航空隊員の任

務及び分担業務が適正に執行され、当該業務が効果的かつ安全に遂行できるよう努めなければならない。

第６章　教育訓練

（隊員等の教育訓練）

第 27 条　総括管理者は、航空隊員の教育訓練を実施するために必要な訓練体制並びに施設、設備及び教材の整備を図り、航空隊員の養成及び資質の向上に努めなければならない。

２　運航管理責任者は、消防防災業務を効率的に行うため、市町村及びその他関係機関と連携のうえ、必要な訓練を実施しなければならない。

（自隊訓練）

第 28 条　運航管理責任者は、運航計画に基づき、自隊訓練を実施しなければならない。

（操縦士の教育訓練等）

第 29 条　運航管理責任者は、必要と認める範囲で、操縦士の養成訓練及び操縦技能確認等を実施するものとする。

第７章　事故防止対策等

（捜索及び救難体制の確立）

第 30 条　総括管理者は、航空事故が発生するおそれ若しくは発生した疑いのある場合又は航空事故が発生した場合の捜索救難等の初動体制及びその後の処理に関する体制を確立しなければならない。

２　前項の場合においては、総括管理者は、速やかにその旨を消防庁長官に報告しなければならない。

（航空事故発生時の措置）

第 31 条　運航指揮者は、航空機に搭乗中、航空機の故障、気象の急変等により航空事故が発生するおそれがある場合又は発生した場合は人命、財産に対する危難の防止に最善の手段を尽くすなど、万全の措置を講じ、その状況を運航管理責任者、運航管理者及び最寄りの航空局空港事務所に、直ちに報告しなければならない。

２　運航管理責任者は、前項の報告を受け、又は前項に関する情報を入手した場合には、運航管理者に必要な指示をするとともに、前条に規定す

るところにより、直ちに所要の捜索救難活動を開始し、その旨を総括管理者に報告しなければならない。

3　総括管理者は、前項の報告を受けたときは、速やかにその旨を消防庁長官に報告しなければならない。

（事故報告）

第32条　総括管理者は、法第76条第1項に規定する事故が発生した場合には、国土交通大臣に報告しなければならない。

2　総括管理者は、前項に規定する事故が発生した場合には、直ちに原因損害等について調査し、その結果を知事に報告しなければならない。

第8章　雑則

（記録及び報告）

第33条　運航管理責任者は、航空関係法令に基づく記録のほか、必要な記録簿を備え、消防防災業務に関する記録を整理しておかなければならない。

（その他）

第34条　この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附　則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附　則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附　則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附　則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附　則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附　則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附　則

この要綱は、令和３年１月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和７年２月１日から施行する。

様式第１号（第14条関係）

新潟県消防防災ヘリコプター年間運航計画

（　　年度分）

		月			月			月		
		上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬
防災業務及び訓練	内容									
	予定時間									
	予定日数									
	予定飛行時間									
その他	内容									
	予定時間									
	予定日数									
	予定飛行時間									
機体等の整備計画										
備考										

様式第２号（第14条関係）

新 潟 県 消 防 防 災 ヘ リ コ プ タ ー 月 間 運 航 計 画

（　　年　　月）

日	曜	内　　容	飛行区分	飛行場所 （市町村）	使用離着陸場	申請手続 の有無	飛行時間 ／累計	機体等 整備計画	備考
			１・２・３						
			１・２・３						
			１・２・３						
			１・２・３						
			１・２・３						
			１・２・３						
			１・２・３						
			１・２・３						
			１・２・３						
			１・２・３						
			１・２・３						
			１・２・３						
			１・２・３						
			１・２・３						
			１・２・３						
			１・２・３						

（注）飛行区分は、１：防災業務　２：訓練　３：その他であり、該当するものに〇印をする。

様式第３号（第18条関係）

飛 行 確 認 書

日付　　年　月　日

項目		内容	確認	担当者
活動内容	活動場所	出動時において活動可能と判断できる場所か		運航指揮者
	活動内容	出動時において活動可能と判断できる内容か		
	積載資機材	積載資機材は適切か		
	地上警戒	必要な地上警戒は調整されているか		
乗組員	乗組員の配置	安全に活動を実施できる配置か		
	乗組員の体調	体調に異常のある乗組員はいないか		
飛行計画	所要時間	活動リミットは共有されているか		機長
	飛行経路、高度	住宅密集地、障害物等に配慮しているか		
機体	整備状況	飛行前点検での異常はないか		
	離陸重量、着陸重量、重心位置、重量分布	全行程で限界の範囲内か		
	燃料搭載量	着陸予定地までの飛行に要する燃料に10分以上飛行できる燃料を加えた量が搭載されているか		
	積載物の安全性	輸送禁止の物件はないか		
気象	地上視程	有視界気象状態（特別有視界飛行方式を含む）が維持できると予想されるか		
	雲高			
	風速	著しい気流の乱れがないと予想されるか		
	日没時刻	日没までに帰投できる活動計画であることを運航指揮者と検討したか		
航空情報	ノータム	注意すべき情報はないか		
	フライトプラン	作成、提出されているか		
	他機関の運航状況	他機関ヘリ等航空機の運航は活動に支障がないか		安全管理担当者
	関係機関への連絡	必要な機関へ連絡済みか		
各種申請	場外離着陸場	航空局の許可済みか（済・不要）		
	低空飛行	航空局の許可済みか（済・不要）		
	物件投下	航空局の受理済みか（済・届出中・不要）		

担当者署名 運 航 指 揮 者 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

機　　長 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

安全管理担当者 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

様式第４号（第 19 条関係）表面　　年　　月　　日

運航管理責任者　危機対策課長　　様

隊長

緊　急　運　航　報　告　書

災害種別		要請機関	
発生日時	年　　月　　日（　　）　　時　　分頃		
要請日時	年　　月　　日（　　）　　時　　分		
発信者		受信者	
発生場所			
現地の気象	天候　　風向　　風速　　m　　気温　　℃ 視程　　m　　警報・注意報		
出動隊員		操縦士 整備士	

活　動　時　間			
出　場　時　間	時　　分	所要時間 時　　分	臨時着陸場
現場到着時間	時　　分		
業務開始時間	時　　分	所要時間 時　　分	
業務終了時間	時　　分		
現地出発時間	時　　分	所要時間 時　　分	使用燃料 ℓ
収容先到着時間	時　　分		
収容先出発時間	時　　分	所要時間 時　　分	所要総時間 時間　　分
帰　隊　時　間	時　　分		

様式第４号（第 19 条関係）裏面

消　　火	回　　ℓ	資機材搬送	回　　kg
救　　助	回　　人	情報収集	回
救　　急	回　　人	調　　査	回
人員搬送	回　　人	そ　の　他	

災害の概要（傷病者の状況）及び活動内容

※現場の状況、活動状況、活動内容等を記述

特記事項

※問題点、反省点、現地給油等を記述

様式第５号（第 20 条関係）

飛　行　報　告　書

運航管理責任者

危　機　対　策　課　長　　様

報告者

年　月　日					
任　　務					
飛行経路					
操縦士名			整備士名		
出場隊員					
飛行時間	出発時間	時　　分	実飛行時間	時　　分	
	到着時間	時　　分	使用燃料	時　　分	

搭乗者		搭載物資		
氏　　名	飛行時間	品　　名	個　　数	重　　量
	時間　　分			kg
	時間　　分			kg
	時間　　分			kg
	時間　　分			kg
	時間　　分			kg

参　　考	

様式第６号（第22条関係）

月間
消防防災ヘリコプター使用　　予定表
年間

部課名
連絡先
職名氏名

１　使用年月日及び使用時間

２　使用目的

３　飛行経路

４　離着陸場所

５　飛行時間

６　搭乗者（職名及び氏名）

７　その他参考となる事項

様式第７号（第 23 条関係）

消 防 防 災 ヘ リ コ プ タ ー 使 用 申 請 書

第　　号
年　　月　　日

新 潟 県 防 災 局 長　様

申請者
（担当者　　TEL　（　）　　）

新潟県消防防災ヘリコプター運航管理要綱第 23 条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

１　使 用 日 時	
２　使 用 目 的	
３　使 用 内 容	
４　飛 行 経 路	
５　離着陸場所	

６　搭乗者名簿

氏　　名	搭乗者所属	職　名	住　　所	性別	年齢

（注１）使用に係る事業計画を添付すること。
（注２）搭乗者名簿欄が不足する場合は、搭乗者の氏名、搭乗者所属、職名、住所、性別、年齢を記載した別紙（任意様式）を作成し添付すること。

様式第８号（第 24 条関係）

消防防災ヘリコプター使用承認書

危対　第　　号
年　　月　　日

（申請者）
様

新 潟 県 防 災 局 長

年　　月　　日付け　　第　　号で申請のあった消防防災ヘリコプターの使用については、下記により承認する。

記

１　使用日時　　年　　月　　日（　）　　時　　分～　　時　　分

２　使用目的